

# 京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 提言（中間報告）に みなさまのご意見、ご提案をお寄せください。

京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会では、京都市の文化芸術を振興するための条例を制定するに当たって、どのようなことを条例に盛り込む必要があるのか検討しています。

この度、これまでの審議内容を、「京都市文化芸術振興条例（仮称）に盛り込むべき事項について 提言（中間報告）」としてまとめました。この中間報告を多くの方にご覧いただき、京都の明日のためにどのような取組が必要なのか、幅広い市民の皆様のご意見をお寄せいただければと願っています。

今後、お寄せいただいたご意見も踏まえ、策定協議会では、文化芸術振興条例（仮称）に盛り込むべき事項をとりまとめ、京都市長に提言します。

## 京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会

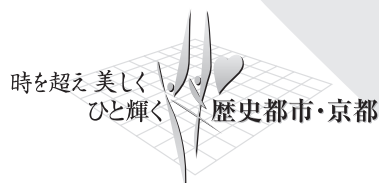
### 事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-4105 FAX 075-222-4109

E-mail: [bunka@city.kyoto.jp](mailto:bunka@city.kyoto.jp)

京都市 文化市民局 文化部 文化課



# 京都市文化芸術振興条例(仮称)に盛り込むべき事項について 提言(中間報告)

## 〔京都市文化芸術振興条例(仮称)の内容検討に際しての考え方〕

### 提言にあたって

文化芸術は京都の宝、京都市民の心の財産です。世界の中の日本で、1200年余の歴史を刻み、美しい自然に包まれて、京都の先人たちはかけがえない文化を生み芸術を育んできました。その洗練された文化芸術は日本人の美意識の結晶にほかなりません。世界にまたとない人類共有の遺産です。

人間の生存にとって、文化芸術は自由のシンボル、そして地球上の平和の証しです。21世紀は、地域を越え、宗教や人種・民族をつなぐ新しい自由と真の平和を求めています。文化芸術の交流は人びとの出会いを演出します。人びとに生きる喜びを促し、感動を分かち合う働きをもっています。

かつて明治以来、京都は逸早く日本の文化首都を標榜して、文化芸術の振興を都市再生の重要な視座に据えてきました。

いわば先進的な文化都市を自負する京都が、すでに世界の諸都市にさきがけて、互いに異なった歴史と文化の伝統を認め合いながら、「世界文化自由都市宣言」(1978年)を呼びかけたのも、京都の古い文化遺産に対する誇りと、上述のような文化芸術の本質を認識するとともにその働きに対する深い洞察からでありました。

さらに続いてこの「宣言」が掲げる理想の実現に向け、京都市芸術文化振興計画(1996年)を発表し、加えて同推進プログラム(2003年)の施行に踏み切りました。また、具体的な芸術・文化祭典の催しや各種の文化施設の整備、奨励制度などの充実にも次々と取り組んでいます。

あらためて今、京都市文化芸術振興条例(仮称)を検討するに当たって、策定協議会は何よりも「市民とともに」を第一義とし、広く市民各層の声を集め、意志の反映を心掛けています。一般の条例が市民に対して規制を伴うのに比べ、本条例は、あくまで市民各層の自立性あるいは自発性に判断や実践を委ねなければなりません。

この提言には、次の四つの市民的使命と抱負、そして願望がちりばめられています。

- (1) 市民参加を前提とした文化芸術の新しい京都像の構築。そして心と生活の日本的アイデンティティの再認識
- (2) 日常的に共有する恵まれた文化環境の享受と保全
- (3) 伝統が秘める革新的原動力の活用と都市の発展
- (4) 世界的視野に立つ文化芸術の創造の持続と国際交流への貢献

これらの目標に京都市の総力を上げ、京都市民の叡智と感性を結集して、将来にわたって必ずやその達成を期したいと考えます。

今回の提言はいうまでもなく、これまで京都市が実施してきた文化芸術の振興に関する多くの施策を総括し、あわせて歴史都市・京都創生策と連動しながら一貫性のある理念的指針を確立するとともに、具体的な市民の期待に応える諸施策を重点的に掲げています。この提言を踏まえた条例を抛り所にして、市民全員が手を取り合い、豊かな物心両面の個々の生活や公共的な場での活力の横溢、そして相互の連帯が図られることを念じます。ここに文化芸術都市京都の理想を目指し、輝く未来への飛躍を心から願ってやみません。

## 目次

はじめに.....	1
① 条例の名称について.....	2
② 前文について.....	2
③ 条例の目的について.....	3
④ 条例の基本理念について.....	3
⑤ 市及び市民の責務について.....	4
⑥ 財政上の措置等について.....	4
⑦ 具体的な施策について.....	5
⑧ 文化芸術施策の推進方法について.....	7

## はじめに

京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会は、平成16年10月、京都の文化芸術をより一層振興するための条例に盛り込むべき事項について市長から諮問を受け、5回の会議を重ね、検討を進めてきた。

ここに、現段階での検討内容を中間報告としてとりまとめ、以下のとおり条例に盛り込むべき事項を提言する。

- 1 この中間報告は、「文化芸術振興条例（仮称）に盛り込むべき事項」を取りまとめたものであり、条例そのものの本文や、条例の骨子ではありません。
- 2 中間報告の中で、〔 〕で囲まれた内容は、「条例に盛り込むべき事項」の背景や考え方を説明するためのものです。

# 1

## 条例の 名称について

### 京都文化芸術都市創生条例

京都の文化芸術は1200年以上にわたる歴史をもつ都市を舞台にして成長してきたという、世界的にもまれな性格を有している。このように京都が文化芸術都市としてありつづけていること、現在の京都が必要としているのは、すでに存在するすぐれたものの発展的な継承とそれを踏まえた新たなる創造であることを勘案するならば、「振興」や「推進」よりも「創生」という語を含む名称を採用することによって、条例がより京都にふさわしい性格を持つべきであると考えられる。

# 2

## 前文について

京都市は1958年に市長部局に文化観光局を設置し、1978年には「世界文化自由都市宣言」を行い、さらに1996年には「芸術文化振興計画」を策定するなど、たえず全国の地方自治体に先がけて文化芸術の振興に取り組んできた。このような一連の動きには、他の都市に例を見ない、京都独自の文化のあり方が反映していることはいうまでもない。

京都の文化芸術のこうした特徴や京都市の取組の経緯を踏まえたうえ、この条例に前文を設け、次のような内容を盛り込むべきである。

- 京都の文化芸術は長い歴史をとおしてはぐくまれてきた伝統をふまえると同時に、つねに外からの刺激を受容し自ら咀嚼して、新たなものの創造へと向かう姿勢を保ち続けてきた点に特徴がある。
- それはまた市内の各地に残る建築物をはじめとする独特の景観と溶けあうことで、都市空間全体をひとつの舞台として展開されるものである。
- 世界的にもまれな性格を有する京都が現在必要としているのはまったくの無からの文化芸術の育成ではなく、すでに存在するすぐれたものの発展的な継承とそれをふまえた新たなる創造である。すなわち文化芸術による都市の創生が求められる。
- 京都が文化芸術都市として課せられた使命を再認識し、現代世界において重要な役割を果たすためには次の3点を視野に置くことが求められる。
  - (1) 文化芸術はその創造的活動をとおして、作り手のみならず受け手にもひととして生きる大きな喜びと幸福をもたらすものである。

(2) 文化芸術はさまざまな人間の自由な交流をとおして、世界の中で人びとを隔てる障壁を取り払い平穏な共生をもたらすものである。

(3) 文化芸術は歴史と伝統を源泉として発展し、そのたえざる見直しと活用をとおして、過去を現在に、そしてさらに未来へとつなぐものである。

- 私たちは京都の文化の幅の広さと奥行きを深さとを、ここであらためて、再認識するとともに、それを将来の世代に引き継いでゆく方途をさぐり定めなければならない。

# 3

## 条例の 目的について

この条例は、京都の文化芸術の創生を図る上での基本理念を明らかにするとともに、市と市民の責務、文化芸術の創生に関する施策の基本となる事項を定め、京都の文化芸術創生を進めることを目的とする。

# 4

## 条例の 基本理念に ついて

京都市芸術文化振興計画（1996年）で示され、京都市芸術文化振興計画推進プログラム（2003年）に引き継がれた、

- (1) 新たな芸術文化の創造をめざす
- (2) 世界の芸術文化交流の拠点となる
- (3) 芸術文化活動を生活や産業と連動させる

という3つの基本的視点にいつそう具体的ななかたちを与えるために、次の5つの基本的理念を設定し、その精神にもとづいて、具体的な施策を設定することが必要である。

### (1) 文化芸術創造活動の継続と発展

京都に蓄積されてきた伝統的文化を継承するとともに、そこに創意工夫を加えて現代社会の中に生かし、また未来に向けて発展させてゆくために、後継者の育成、表現の場の開拓、有形・無形を問わずすぐれた文化財の保存と研究などを支える。

### (2) 都市生活における文化芸術の尊重

文化や芸術は、劇場や展覧会などの場において享受されるだけでなく、それらが日常生活のなかに息づいていることに真の意味がある。この認識に立ったうえで、市民が文化芸術を享受できる機会をいつそう拡大させるとともに、さまざまな水準での教育を

ととして、文化芸術に対する理解と尊重の念を育て、いわゆる「目利き」の育成に努める。

### (3) 文化芸術交流の促進

日本のみならず世界でも有数の文化芸術都市のひとつである京都は、その内部で閉鎖的な空間にとどまるのではなく、国内・外との積極的な文化芸術交流（発信と受容）をととして、新たな文化芸術の創造の拠点となることをめざす。

### (4) 文化芸術環境の向上とその活用

景観や文化財もふくめて京都の文化芸術に独自の性格を与えてきた都市環境を保護しまた向上させるとともに、それを新たな時代の流れの中で活用してゆくための、ハード・ソフト両面でのさまざまな方途をさぐる。

### (5) 文化芸術と産業の連携

京都の文化芸術は市民の生活、自然のおよび社会的環境に加えて、伝統産業と結びついて発展してきた。逆にまたこの都市の産業は伝統的のみならず先端的なものも、文化芸術から多くの刺激と影響を受けて成長してきた。文化芸術と産業とのこの二重の関係に目を向けて、両者の一層の振興を図ってゆく。

## 5

### 市及び市民の 責務について

#### (1) 市の責務

市は、文化芸術の作り手と受け手をコーディネートする文化芸術活動の媒介者という役割を担っていることを踏まえて、文化芸術を振興するための施策を策定し、その実施に努めること。

#### (2) 市民の責務

すべての市民は、文化芸術の作り手であり、また受け手である。文化芸術を日常生活の中に息づかせていくことの重要性を踏まえて、京都の文化芸術とは何かを認識し、それを次世代へ受け継いでいくこと。

## 6

### 財政上の 措置等について

文化芸術施策を推進するために必要な財源の確保は、文化芸術の創生を図る上での最重要課題の一つである。





## 具体的な 施策について

### (1) 文化芸術創造活動の継続・発展

#### ① 芸術創造の振興

京都のまちは、永年にわたり常に新たな文化芸術を生み出し続け、我が国の文化の中心としての地位を占めてきた。今後もより一層の文化芸術創造を促すため、市は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の文化芸術の振興のため、必要な措置を講じる。

#### ② 伝統芸能の保存・継承

京都のまちは、永年の歴史の中で優れた伝統芸能を守り発展させてきた。市は、京都の伝統芸能が、着実に次代に引き継いでゆかれるとともに、文化の振興のために活用されるよう、必要な措置を講じる。

#### ③ 若手芸術家をはじめとする文化芸術の担い手の育成

将来に向けて文化芸術活動を担う人材・団体を育成し、活性化を図るため、市は、必要な措置を講じる。

#### ④ 文化芸術に係る教育研究機関等の整備等

京都には多数の芸術系大学や専門機関が立地している。大学等における研究成果等の活用が都市の活性化に資すること及び専門的な芸術教育の重要性を踏まえて、市は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究のための環境を整備する。

#### ⑤ 芸術教育の充実

幼児期から本物の芸術に触れる体験を重ねることは、将来において文化芸術を理解する感性を養う上で重要な意味を有している。市は、芸術教育の充実を図るため必要な措置を講じる。

#### ⑥ 民間団体等に対する援助

市は、文化芸術の振興に当たっては、市民、芸術家、企業、ボランティア団体、NPOその他の民間団体による文化芸術活動の意義を評価し、活動の活性化のために必要な措置を講じる。

#### ⑦ 顕彰の実施

文化芸術活動のより一層の活性化を図るため、市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた方、文化芸術の振興に功績のあった方を顕彰すること。

### (2) 都市生活における文化芸術の尊重

#### ① 市民の文化芸術活動の充実

市は、市民が文化芸術に触れて理解を深めるとともに、文化芸術活動を活発に行えるよう、コーディネーター機能の重要性を正しく認識し、地域の特性に応じた事業展開を図るなど、市民の文化芸術活動を充実するために必要な施策を講じる。

#### ② 生活文化の理解と尊重

京都のまちのくらしの中で生まれ、洗練された生活文化は、京都市民の共有する財産であり、京都の都市生活の中に根差し



ている。市は、市民が茶道、華道、書道、その他広く市民の生活に根付いた文化を楽しむために必要な施策を講じる。

#### ③文化芸術の理解、鑑賞

文化芸術の理解を促す上では、本物といえる優れた作品に触れ、親しむことが重要である。市民が優れた文化芸術に触れ、広く文化芸術を理解し、参加し、鑑賞する機会の充実を図るために必要な施策を講じる。

#### ④高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者をはじめ、すべての市民が自己の好みの文化芸術活動に親しみ、充実できるよう、市において環境の整備やその他の必要な施策を講じる。

#### ⑤青少年の文化芸術活動の充実

明日の文化芸術を担う青少年が優れた文化芸術に触れ、文化芸術に対する理解を深めることができるよう、青少年を対象とする文化芸術の公演、展示等や、青少年自らによる文化芸術活動の促進など必要な施策を講じる。

#### ⑥学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動は、明日の京都を担う子どもたちが本物に触れる好機である。学校教育における文化活動等を通じて、文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むために必要な施策を講じる。

#### ⑦文化ボランティア活動の支援

市は、文化ボランティア活動が文化芸術振興の上で大きな役割を果たす可能性を有していることを正しく認識し、文化ボランティア活動を支援し、市民の文化芸術活動を活発にするために必要な措置を講じる。

### (3) 文化芸術交流の促進

#### ①情報の収集・調査研究及び提供

文化芸術活動の活性化を図る上で、文化芸術に関する情報の伝達、蓄積が大きな意味を持つことを踏まえて、市は、文化芸術活動の促進に資するため、文化芸術に関する情報を収集し、広く市民に提供するために必要な措置を講じる。

#### ②国内外との文化芸術交流等の推進

文化芸術交流が異なる文化の間での相互理解を促し、新しい文化芸術の創造に資する上で大きな役割を果たしていることを踏まえて、市は、国内はもとより、国外との文化芸術等の交流を促進するため、文化芸術活動や文化芸術資源に関する情報を国内外に向けて発信するなど必要な措置を講じる。

#### ③情報通信技術の活用

今日、情報通信技術の急速な高度化を踏まえて、市は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示その他の必要な施策を講じる。

#### (4) 文化芸術環境の向上とその活用

##### ①次世代に文化芸術を伝えるシステムの構築

京都が培ってきた優れた文化芸術を次の世代にしっかりと継承し、伝えていく新しいシステムの構築など必要な施策を講じる。

##### ②文化財の保護及び活用

京都は多数の優れた文化財を守り伝えてきた。これらの先人の築いてきた成果を文化芸術振興に役立て、将来に向けて有効に活用していくために必要な施策を講じる。

##### ③京都の風土・景観の継承，保全，創造

京都の美しい風土・景観が京都ならではの文化芸術を育む上で不可欠な役割を果たしてきたことを踏まえ、市は、京都の風土・景観を将来に向けて継承してゆけるよう、必要な施策を講じる。

##### ④文化芸術施設の充実及び活用

京都においては、時代ごとに市民のニーズに応じた文化芸術施設が設置されてきた。今後とも市においては、各施設の設置目的に応じて、市民や芸術家の活動を支援する自主事業の展開や、専門職員の配置・育成等運営体制の強化など、施設の活性化を図るために必要な措置を講じる。

#### (5) 文化芸術と産業の連携

##### ①文化芸術と産業の連携による相互の振興

芸術と技術は本来密接な関連を有している。特に伝統産業や先端技術産業は文化芸術の活性化に貢献しており、産業の活性化を図る上でも芸術的な視点を取り入れていることが重視されている。文化芸術と産業との連携を強化し、相互の振興を図る上で、必要な措置を講じる。

##### ②メセナ活動の活性化

個人や民間の企業によるメセナ活動は、文化芸術活動の振興において大きな役割を果たしている。市は、メセナ活動の活性化を図るために必要な措置を講じる。



## 文化芸術施策の 推進方法について

市は、文化芸術施策の着実な推進を図るため、文化芸術施策について助言・協力する機関及びその他の推進体制を整備するべきである。

# 京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会 提言(中間報告)

## ● 市民の皆さんのご意見を募集しています ●

様式は自由ですが差し支えなければ、住所・氏名・性別・年齢・職業のご記入をお願いいたします(匿名でも構いません)。

郵送・FAX・電子メールのいずれかで「京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会事務局 市民意見募集担当」までお送りください。

**郵送** 添付されたはがきをご利用ください。封書又は添付以外のはがきに記入された場合は、郵便番号604-8571(住所の記入は不要)をお書きください。

**FAX** 075-222-4109

**電子メール** bunka@city.kyoto.jp

**募集期間** 平成17年5月23日(月)

必着

↓  
平成17年6月24日(金)

## ご意見の取り扱いについて

お寄せいただいたご意見は、最終の提言取りまとめに向け、検討を深めるための参考とさせていただきます。

なお、いただきましたご意見につきましては、個人に関する情報を除き公開される可能性がありますので、ご了承ください(お名前、ご住所は公開しません)。

また、個別での回答はいたしませんので、ご了承ください。

料金受取人払

中京局  
承認  
170

差出有効期間  
平成17年6月  
24日まで

郵便はがき

6 0 4 - 8 7 9 0

7 7 7

「市民意見募集担当」行  
策定協議会事務局  
京都市文化市民局文化部文化課内  
京都市文化芸術振興条例(仮称)

京都市中京区寺町通御池上ル  
上本能寺前町四八八



6 0 4 8 7 9 0 7 7 7

14



FAX

075-222-4109

京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会提言(中間報告)  
京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会事務局 市民意見募集担当 行

ご意見記入用紙 (このままファックスで送信してください)

Large area with horizontal dashed lines for writing the main opinion.

京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会提言(中間報告)

ご意見.....

ご住所.....

お名前.....

性別 ( ) 年齢 ( ) 歳代

職業 ( )

ご住所.....

お名前.....

性別 ( )

年齢 ( ) 歳代

職業 ( )